

令和元年 10 月

お客様 各位

クレーン農業協同組合
代表理事組合長 高橋 明夫

店舗統合のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は当組合の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
誠に勝手ながら、令和元年 10 月 12 日 (土) をもちまして下記の店舗を統合いたしました。

組合員・利用者の皆様にはご愛顧賜り改めて心より感謝申し上げますとともに今後も役職員一同、より一層努力をしてまいり所存でございますので、引き続きクレーン農業協同組合をお引き立て下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

廃止店舗	統合先店舗
<u>甲東支店</u> 上野原市桑久保 1631 0554-66-2438 <u>大鶴支店</u> 上野原市鶴川 1600 0554-63-0584	<u>上野原支店</u> 上野原市上野原 3662 0554-63-1118
<u>西原支店</u> 上野原市西原 3849 0554-68-2311	<u>柵原支店</u> 上野原市柵原 2367-8 0554-67-2111
<u>七保支店</u> 大月市七保町林 953-1 0554-24-7008	<u>猿橋支店</u> 大月市猿橋町猿橋 27 0554-22-0530

支店再編に関する Q&A



【組織全般】

Q1 支店が無くなれば、現状よりサービスが低下するのではないのでしょうか？

- A. 支店再編がサービスの低下とならないよう最大限の努力をいたします。再編の目的は、現在のような小規模の支店では難しい金融商品情報提供や、暮らしの相談事業など専門的で高度なサービスを、担当職員の複数配置により実現することです。また、ご来店出来ない組合員・利用者の皆様へのサポートは渉外担当を新店舗に配置し、ご不便をおかけしないよう努めます。

Q2 支店廃止で一番困るのは、車に乗れないお年寄りだと思いましたが、どのような対応策を考えていますか？

- A. 渉外担当の訪問活動の充実により、貯金や共済の手続き、年金の配達などのご利用に対応してまいります。ご来店されなくても、家に居ながらにして、皆様が生活に必要なお金や物資、情報をお届けいたします。

Q3. 支店再編により役職員の数は減るのでしょうか？

- A. 限られた経営資源（役職員・施設等の財産）の再配置により、時代や環境の変化に対応し、組合員・利用者のニーズに応えることにあります。よって人員は支店担当者の複数配置、渉外担当者の増員、新規事業および既存事業の強化に向けられますので、ただちに職員の大幅な削減とはなりません。しかし、将来的には事業の効率化により人件費を含めた事業管理費の縮小に努めます。

Q4. 運営委員会・支部・年金友の会などの支部組織はどうなりますか？

- A. 支店がなくなるだけで、各支部組織（長）はひきつづき存続いたします。運営委員については、統合先支店〇〇地区運営委員（長）、支部組織については、統合先支店〇〇地区〇〇支部（長）、年金友の会については、統合先支店〇〇支部（長）となります。また女性部や各生産部会組織も変更ございません。

Q5. 再編後の支店施設や跡地の利用はどうなりますか？

- A. 具体的な計画は出来ませんが、有効的な活用が出来るよう検討します。また現在、支店 2 階会議室などを利用されている方々は、当面そのままご利用頂けます。

Q6. 甲東支店・大鶴支店の郵便局はどうなりますか？

- A. 郵便局につきましては、8月30日（金）をもちまして営業を終了する予定です。なお郵便局以外の農協業務は10月11日（金）まで通常営業いたします。

【信用関係】



Q7. 統合される4支店の金融機関コード・店舗コードは変更されますか？

A. 以下のとおり変更になります。

機能集約前	機能集約後
西原支店 (5272-009)	梶原支店 (5272-007)
七保支店 (5272-016)	猿橋支店 (5272-017)
甲東支店 (5272-003)	上野原支店 (5272-021)
大鶴支店 (5272-005)	

Q8. 今使っている通帳は今までどおり使用できますか？

A. 現在お持ちの通帳は、ATMではこれまでどおりご利用いただけますが、窓口でのご利用には、新通帳への切り替えが必要となります。誠に恐れ入りますが、令和元年10月15日(火)以降、通帳と本人確認資料(運転免許証、健康保険証等)をご持参のうえ、あらかじめハガキでお知らせした新取引店舗にお越しください。※ATMでの利用については後記、Q14～Q15も参照。

Q9. 通帳や証書の口座番号は変わってしまいますか？

A. 原則、口座番号の変更はございません。ただし新取引店舗に同一の口座番号がある場合には変更となります(定期貯金・定期積金は除きます)。

なお店舗機能集約される4店舗に貯金口座をお持ちのお客様につきましては、口座番号の変更の「あり」・「なし」にかかわらず、あらかじめハガキ送付による方法で新店舗番号や新口座番号をお知らせします。

※ハガキ送付の条件は下表のとおり。

当座性貯金口座		定期性	送付するハガキの名称
保有状況	口座番号の変更有無	貯金口座の保有状況	
有	有	有	お取引店舗変更および口座番号変更のお知らせ
有	有	無	
有	無	有	お取引店舗変更のお知らせ
有	無	無	
無	—	有	
無	—	無	送付しない

Q10. 家で保管している貯金証書はどうすればいいのですか？

A. 切り替えの必要はございません。満期日までそのままお持ちください。

Q11. 新取引店舗での新通帳への切り替えの際は、何を持参すればいいのですか？

A. 現在お使いの通帳とともに、念のため本人をご確認させていただく書類(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。

Q12. 新通帳への切り替えは、新取引店舗以外の支店でもできますか？

- A. 誠に申し訳ございませんが、切り替えはハガキでお知らせした店舗（新取引店舗）のみでの対応となります。なおその際には本人をご確認させていただく書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください

Q13. ATMは今までどおり使用できますか？

- A. 移設となるATMは以下のとおりです。
現在、甲東支店に設置しているATMは大鶴支店の場所へ移設いたします。なお甲東支店のATMの最終営業日および大鶴支店へ移設後の営業開始日等につきましては、現在調整中です。七保支店のATMは最終営業日をもって一旦休止いたします。メンテナンス後の令和元年10月15日（火）より再度営業の予定で現在調整中です。

Q14. ATMで通帳記帳はできますか？

- A. 記帳できますが、お早めに新通帳への切り替えを宜しくお願いします。
なお令和元年10月12日（土）以降、ATMで繰越が行われた通帳は、新しい店舗の情報で通帳が発行されますので、店舗へ来店いただいての切り替えは不要となります。

Q15. 今使っているキャッシュカードは引き続き使えますか？

- A. 引き続きご利用いただけます。
なおカード券面に刻印・印字されている口座番号および取引店舗番号は変更されませんので、新口座番号および新取引店舗番号が刻印・印字されたカードをご希望される場合は、新取引店舗へお越しいただき、再発行の手続きをお願いいたします（手数料無料で再発行させていただきます）。

Q16. キャッシュカードの暗証番号は変わってしまうのですか？

- A. 変更しません。現在お使いの暗証番号を引き続きご使用ください。

Q17. コンビニなどのATMは利用できますか？

- A. セブンイレブンやローソンをはじめ、全国のコンビニエンスストアのATMでご利用いただけます。

Q18. 公共料金、クジジット等の口座振替はどのようになりますか？

- A. 公共料金、クレジット等につきましては、お客様の変更手続きを要することなく（変更手続きは当組合が代行）、これまでどおりお引き落としさせていただきます。上記以外につきましては、変更手続きが必要となる場合がございますので、お手数ですがお支払い先にご確認ください。

Q19. 税金や国民年金保険料の口座振替は今までどおり自動的に行われますか？

- A. お客様の変更手続きは必要ございません。これまでどおり振り替えさせていただきます。

Q20. 年金の自動受取りは大丈夫ですか？

- A. 国民年金・厚生年金につきましては、お客様の変更手続きを要することなく（変更手続きは当組合が代行）、これまでどおり自動入金させていただきます。各種共済年金、労災年金、企業年金等につきましては、各取扱機関にご確認のうえ、必要な変更手続きをお願い申し上げます。

Q21. 振込(給与振込を含む)はどのようになりますか？

- A. 誠に恐れ入りますが、ご勤務先、お取引先等に必要な変更手続きをご確認ください。また、令和元年10月12日（土）以降の日を振込日としてご指定いただく場合は、新店舗名、新口座番号等でお振込みいただきますよう、ご勤務先、お取引先等にご連絡願います。

【共済関係】



Q22. 現在契約中の共済契約証書についてはどうなりますか？

- A. 基本的には証書変更はございません。契約番号など変更が生じた場合は変更証書（契約異動承認書）をお送りいたしますので現在の共済証書と併せて保管ください。

Q23. 共済掛金の払込はどうなりますか？

- A. 共済掛金が口座振替の場合には、従来通り指定口座より引き落としさせていただきます。現金での払込については統合先支店および渉外担当者が対応いたします。

Q24. 新契約申込や自動車共済・自賠償共済などの継続についてどうなりますか？

- A. 統合先支店及び渉外担当者が対応いたします。なお、ご契約頂きました共済証書は後日郵送および窓口で交付いたします。

Q25. 共済金の支払請求や事故発生時、保障内容の変更にかかわる相談は、どこにしたらよいのか？

- A. 統合先支店および渉外担当者に連絡ください。

【経済関係】



Q26. お米や肥料、灯油など購買品の注文、配達はどうなりますか？

- A. 統合先の支店で注文できます。なお甲東・大鶴地区の皆様は上野原経済センターで注文をお受けいたします。また配達も今まで通り行いますが、配達日は地域ごとに曜日を決めて行う予定です。

Q27. お米や肥料など購買品は、今まで通り支店で買えるのでしょうか？

- A. もちろん統合先の支店で購入できます。ただし店舗ごとにより扱っている商品が若干異なっているため、事前にお問い合わせください。
なお甲東・大鶴地区の皆様は、統合先の上野原支店では購買品の取扱いがございませんので、隣の上野原経済センターにてご購入ください。

Q28. 購買代金などの口座引落しはどのようになりますか？

- A. もし引落し口座の番号が変更になったとしても、お客様が変更手続きをする必要はございません。今まで通りご指定の口座より、毎月末日を締日とし翌月5日に引落をさせていただきます。